

第6回 憲法と人権の限界 (3)

5. 一般職公務員の人権

- ・ 公務員は、政治活動の自由（国家公務員法 102 条、地方公務員法 36 条）や労働基本権（国家公務員法 98 条 2 項、地方公務員法 37 条）に制限が課されている。
- ・ 公務員の政治活動の自由に対する制限については、最高裁判所は、(1) 行政の中立的運営とこれに対する国民の信頼を確保するという立法目的は正当であり、(2) その目的のために公務員の政治活動を禁止するという手段は、目的との間に合理的関連性があり、(3) 禁止によって得られる利益と失われる利益との間に均衡がとれているので、合憲であるとする（猿払事件最高裁判決（最大判昭和 49 年 11 月 6 日刑集 28 卷 9 号 393 頁））。
- ・ 管理職ではない非現業の国家公務員が、勤務時間外に、公務員とはわからない態様で、政党の機関紙を配布した行為につき、国家公務員法 102 条 1 項、人事院規則 14-7 第 6 項 7 号・13 号に違反するとして、国家公務員法 110 条 1 項 19 号（現 111 条の 2 第 2 号[※]）の罪で起訴された堀越事件判決では、最高裁判所は、国家公務員法 102 条 1 項により禁止される「政治的行為」について、「公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが、観念的なものにとどまらず、現実的に起こり得るものとして実質的に認められるもの」に限られる（このようなおそれが認められない政治的行為は禁止されない）としたうえで、「当該公務員の地位、その職務の内容や権限等、当該公務員がした行為の性質、態様、目的、内容等の諸般の事情を総合して判断する」と、本件行為は公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものとはいえず、法律上禁止された政治的行為に該当しないと判示した（最判平成 24 年 12 月 7 日刑集 66 卷 12 号 1337 頁）一方で、管理職の非現業の国家公務員が政党の機関紙を配布した行為につき起訴された宇治橋事件判決では、被告人が指揮命令や指導監督等を通じて他の多数の職員の職務の遂行に影響を及ぼしうる地位にあったことなどから、職務遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められる（これを罰することは憲法 21 条 1 項・31 条に違反しない）として、被告人を有罪とする控訴審判決を維持した（最判平成 24 年 12 月 7 日刑集 66 卷 12 号 1722 頁）。

※ 2025 年 6 月の改正刑法の施行により、110 条 1 項 18 号。

- ・ 公務員の労働基本権に対する制限については、最高裁判所は、(1) 公務員の勤務条件は国会が制定する法律や予算によって定められるので、政府に対する争議行為は的外れであること、(2) 公務員の争議行為には、私企業の場合のような市場の抑制力がないこと、

- (3) 公務員の争議行為は、公務の退廃をもたらし、国民全体の共同利益に重大な影響を及ぼすこと、(4) 人事院などのような代償措置があることなどから、合憲であるとする(全農林警職法事件最高裁判決(最大判昭和48年4月25日刑集27巻4号547頁))。
- ・ 通説によれば、公務員の人権制限の根拠は、憲法が公務員関係の存在と自律性を憲法的秩序の構成要素として認めていることに求めている。

6. 刑事施設被収容者の人権

- ・ 刑事施設被収容者の人権は、長らく監獄法によって規制されていたが、2005・2006年以降、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律によって規制されることとなった。
- ・ 判例は、旧監獄法による凶書・新聞紙の閲読の制限(よど号ハイジャック記事抹消事件判決(最大判昭和58年6月22日民集37巻5号793頁))、飲酒・喫煙の禁止(最大判昭和45年9月16日民集24巻10号1410頁)、信書の発受・接見の制限(最判平成6年10月27日判時1513号91頁)を合憲としている。
- ・ 通説は、刑事施設被収容者の人権制限の根拠を、刑事施設収容関係とその自律性を憲法的秩序の構成要素として認めていることに求めている。

【宿題】三菱樹脂事件最高裁判決(I-9)、昭和女子大事件最高裁判決(I-10)及び日産自動車事件最高裁判決(I-11)の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

Quiz

- Q6 公権力との間で特別な法律関係にある個人に対する人権の制約に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。
- ア. 公務員の労働基本権の制限に関し、全農林警職法事件判決(最高裁判所昭和48年4月25日大法廷判決、刑集27巻4号547頁)以降の最高裁判所の判例は、職務の内容にかかわらず公務員の争議行為を一律に禁止することについて、合憲とする判断を維持している。
- イ. 公権力が特別権力関係に属する個人に対して包括的な支配権を有し、その個人の人権を法律の根拠なくして制限することができるほか、特別権力関係内部における公権力の行為は司法審査に服さないとする特別権力関係論は、日本国憲法の下では妥当し難い。
- ウ. かつて特別権力関係とされた在監関係につき、現在では、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律において刑事施設被収容者の権利義務が明確化され、書籍等の閲覧、外部の者との面会及び信書の発受の各制限についてその要件が法定されたことにより、刑事施設の長らはそれらの制限の可否について裁量を失った。